

【別冊】

バリアフリー関係基準

省エネ基準表

対象設備一覧表

○租税特別措置法施行令第26条第23項第5号及び第26条の4第4項の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める租税特別措置法第41条の3の2第1項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替（平成23年6月30日国土交通省告示第701号）	・・・・・・・・ 1
○独立行政法人住宅金融支援機構住宅技術基準規程に基づく住宅技術基準実施細則第6(2)高齢者等対応設備設置工事の基準	・・・・・・・・ 2
○日本住宅性能表示基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1346号）省エネルギー対策等級3及び4	・・・・・・・・ 3
○太陽熱を集めて給湯に利用する太陽熱温水器及び不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯や空調に利用するソーラーシステムであり、財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）に認定を受けたもの	・・・・・・・・ 10
○一般社団法人燃料電池普及促進協会における、民生用燃料電池導入支援補助金又は民生用燃料電池導入緊急対策費補助金における補助対象システムとして指定されたもの	・・・・・・・・ 11

一、租税特別措置法施行令第 26 条第 23 項第 5 号及び第 26 条の 4 第 4 項の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める租税特別措置法第 41 条の 3 の 2 第 1 項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替（平成 23 年 6 月 30 日国土交通省告示第 701 号）

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第十九項第五号及び第二十六条の三第四項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

平成十九年三月三十日

国土交通大臣 冬柴鐵三

租税特別措置法施行令第二十六条第二十三項第五号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替並びに同令第二十六条の四第四項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同法第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替は、次のいずれかに該当する工事とする。

- 一 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
- 二 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事
- 三 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - ロ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
 - ハ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
 - ニ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
- 四 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
 - ロ 便器を座便式のものに取り替える工事
 - ハ 座便式の便器の座高を高くする工事
- 五 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- 六 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む。）
- 七 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
 - ロ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
 - ハ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- 八 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

附則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成 22 年国土交通省告示第 271 号）

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

附則（平成 23 年国土交通省告示第 701 号）

この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）の施行の日から施行する。

二、独立行政法人住宅金融支援機構住宅技術基準規程に基づく住宅技術基準実施細則第6(2)高齢者等対応設備設置工事の基準

住機審細第5号(住)

独立行政法人住宅金融支援機構住宅技術基準規程(平成19年住機規程第67号)の規定に基づき住宅技術基準実施細則を次のとおり定める。

平成21年3月31日

独立行政法人住宅金融支援機構理事 鈴木 勝康

住宅技術基準実施細則

独立行政法人住宅金融支援機構住宅技術基準規定(平成19年住機規程第67号。以下「機構住宅技術基準規程」という。)第37条の規定に基づき、実施細則に定めることとされた技術基準の詳細及び運用は次のとおりとする。

目次

第1～第5 略

第6 政策誘導型住宅改良工事の技術基準

第7 略

第6 政策誘導型住宅改良工事の技術基準

機構住宅技術基準規程第6章に定める政策誘導型住宅改良工事の技術基準の取扱いは、次の(1)から(8)までに定めるところによる。

(1) 略

(2) 高齢者等対応設備設置工事の基準

次のアからカまでに掲げるいずれかの工事を行うこと、この場合において、アからカまでに掲げる各工事のうち当該各工事の一部が既に実施済みで、当該各工事の残りの工事を実施するものについては、当該各工事を実施したものとみなす。

ア ホームエレベーターを設置する工事

イ 天井面にレールを固定した移動用リフトを設置する工事

ウ 階段昇降機を設置する工事

エ いす座又は車いす対応キッチン(シンク下部にひざの入る空間を有するものに限る。)を設置する工事

オ 高齢者等専用の便所及び洗面所を設置するとともに、高齢者等要の手すり、すべり止め等を浴室に設置する工事

カ 高齢者等の日常生活の安全性を確保するため、次の(ア)から(イ)までに掲げる設備をそれぞれ当該(ア)から(イ)までに定めるとおり設置する工事。

(ア) 火災警報器 すべての居室(高齢者等の寝室、炊事室及び玄関が同一階にある受託にあつては、問う外界の居室に限ることができる。以下(イ)において同じ。)に設置すること。

(イ) スプリンクラー設備等 すべての居室に設置すること。

(ウ) 通報装置 高齢者等の寝室、便所及び浴室から居室等に対し非常の際に通報できるものとする。

(3)～(8) 略

三、日本住宅性能表示基準（平成 13 年 8 月 14 日国土交通省告示第 1346 号）省エネルギー対策等級 3 及び 4

日本住宅性能表示基準

第 1 から第 5 略

別表 1（新築住宅に係る表示すべき事項等）

	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
5 温熱環境に関すること	5-1 省エネルギー対策等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級（1、2、3又は4）による。この場合においては、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 3 号）別表第 1 に掲げる地域区分（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ又はⅥ）を併せて明示する。	省エネルギー対策等級	暖冷房に使用するエネルギーの削減のための断熱化等による対策の程度
				等級 4	エネルギーの大きな削減のための対策（エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定による建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準に相当する程度）が講じられている
				等級 3	エネルギーの一定程度の削減のための対策が講じられている
				等級 2	エネルギーの小さな削減のための対策が講じられている
				等級 1	その他

【具体的内容】

地域区分

地域	Ⅳ	島原市(旧有明町に限る。)、諫早市、大村市、松浦市、対馬市、壱岐市、雲仙市、南島原市(旧加津佐町に限る。)、東彼杵町、川棚町、波佐見町
	Ⅴ	長崎市、佐世保市、島原市(旧有明町を除く。)、平戸市、五島市、西海市、南島原市(旧加津佐町を除く。)、長与町、時津町、小値賀町、佐々町、新上五島町

断熱材種別

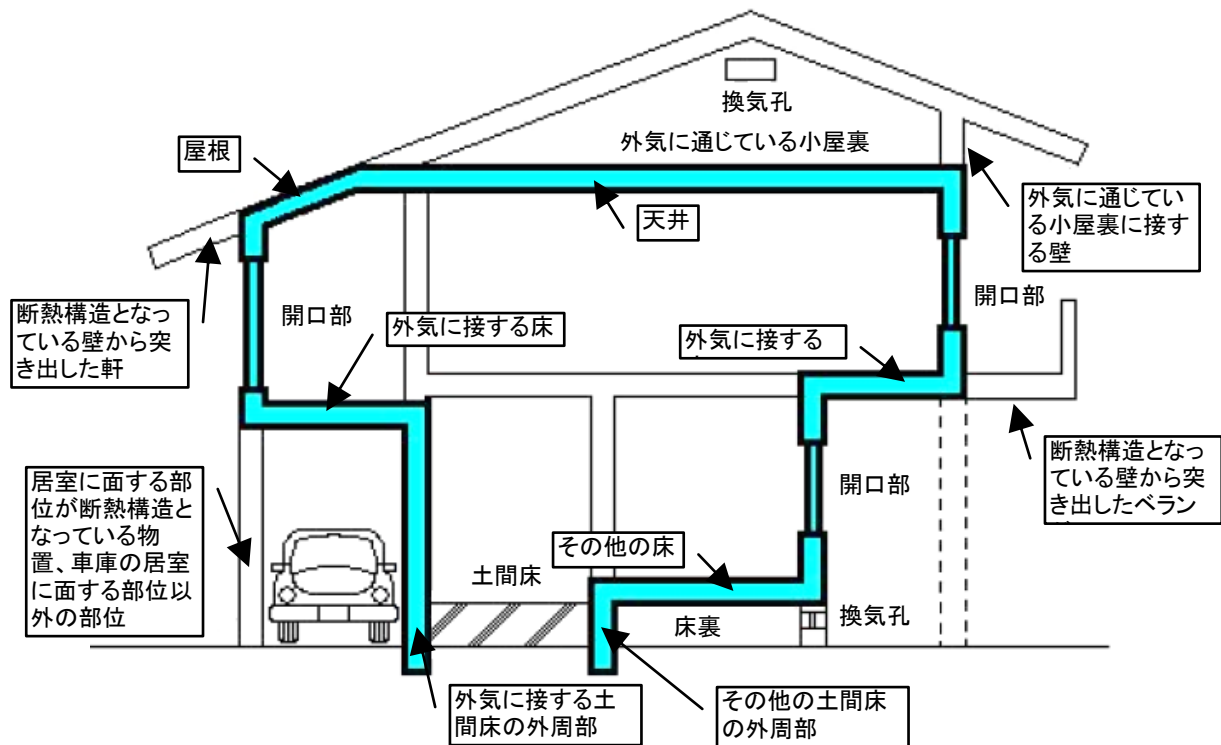
記号	断熱材の種別	λ : 熱伝導率 (W/(m・K))
A-1	吹込み用グラスウールGW-1、GW-2(施工密度13K、18K) シーリングボード(9mm) A級インシュレーションボード(9mm) タタミボード(15mm)	0.052～ 0.051
A-2	住宅用グラスウール10K相当 吸込み用ロックウール25K	0.050～ 0.046
B	住宅用グラスウール16K相当、20K相当 A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板4号 A種ポリスチレンフォーム保温板1種1号・2号	0.045～ 0.041
C	住宅用グラスウール24K相当、32K相当 高性能グラスウール16K相当、24K相当、32相当 吹込み用グラスウール30K相当、35K相当 住宅用ロックウール(マット・フェルト・ボード) A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板1号、2号、3号 A種押出法ポリスチレンフォーム保温板1種 A種ポリエチレンフォーム保温板2種 吹込み用セルローズファイバー25K、45K、55K A種フェノールフォーム保温板2種1号、3種1号 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種3 吸込み用ロックウール65K相当 A種フェノールフォーム保温板3種2号	0.040～ 0.035
D	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板特号 A種押出法ポリスチレンフォーム保温板2種 A種フェノールフォーム保温板2種2号 A種硬質ウレタンフォーム保温板1種 A種ポリエチレンフォーム保温板3種 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種1、A種2 高性能グラスウール40K相当、48K相当	0.034～ 0.029
E	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種 A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号・2号・3号・4号 A種フェノールフォーム保温板2種3号	0.028～ 0.023
F	A種フェノールフォーム保温板1種1号・2号	0.022以下

※) 記号は断熱材区分を表しています。

断熱構造とする部分

屋根又はその直下の天井、外気等に接する天井、壁、床及び開口部並びに外周が外気等に接する土間等について、断熱地域区分に応じて、断熱、日射遮蔽及び結露防止措置を講じます。
ただし、次のア～オのいずれかに該当するものを除きます。

- ア 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫その他これらに類する空間の居室に面する部位以外の部位
- イ 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する壁
- ウ 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、ベランダその他これらに類するもの
- エ 玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分
- オ 断熱構造となっている浴室下部における土間床部分



充填断熱工法とは？

屋根にあっては屋根材の間、天井にあっては天井面、壁にあっては柱、間柱、たて枠の間、及び外壁と内壁との間、床にあっては床組材の間に断熱施工する方法をいう。

外張断熱工法とは？

屋根及び天井にあっては屋根たる木、小屋梁及び軒桁の外側、壁にあっては柱、間柱及びたて枠の外側、外気に接する床にあっては床組材の外側に断熱材を施工する方法をいう。

土間床等の外周部

土間床等の外周部の断熱材の熱抵抗の値は、基礎の外側若しくは内側のいずれは又は両方に地盤面に垂直に施工される断熱材の熱抵抗の値を示す。

気密住宅とは？

相当隙間面積(隙間面積を延べ床面積で割って出した数値)が $5\text{cm}^2/\text{m}^2$ 以下の、隙間が少なく気密性が高い住宅

等級4の断熱材仕様(IV・V地域)

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗の値	断熱材の種類と厚さ(単位:ミリメートル)							
					A-1	A-2	B	C	D	E	F	
鉄筋コンクリート造等	内断熱工法	屋根または天井		2.5	130	125	115	100	85	70	55	
		壁		1.1	60	55	50	45	40	35	25	
		床	外気に接する部分	2.1	110	105	95	85	75	60	50	
			その他の部分	1.5	80	75	70	60	55	45	35	
		土間床等の外周部	外気に接する部分	0.8	45	40	40	35	30	25	20	
	その他の部分		0.2	15	10	10	10	10	10	5		
	外断熱工法	屋根または天井		2.0	105	100	90	80	70	60	45	
		壁		0.9	50	45	45	40	35	30	20	
		床	外気に接する部分	1.5	80	75	70	60	55	45	35	
			その他の部分	—	—	—	—	—	—	—	—	
土間床等の外周部		外気に接する部分	0.8	45	40	40	35	30	25	20		
	その他の部分	0.2	15	10	10	10	10	10	5			
木造	充填断熱工法	屋根または天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105	
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90	
		壁		2.2	115	110	100	90	75	65	50	
		床	外気に接する部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75	
			その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50	
	土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40		
		その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15		
	外張断熱工法	屋根または天井		4.0	210	200	180	160	140	115	90	
		壁		1.7	90	85	80	70	60	50	40	
		床	外気に接する部分	2.5	130	125	115	100	85	70	55	
その他の部分			—	—	—	—	—	—	—	—		
土間床等の外周部		外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40		
	その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15			
枠組壁工法	充填断熱工法	屋根または天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105	
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90	
		壁		2.3	120	115	105	95	80	65	55	
		床	外気に接する部分	3.1	165	155	140	125	110	90	70	
			その他の部分	2.0	105	100	90	80	70	60	45	
	土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40		
		その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15		
	外張断熱工法	屋根または天井		4.0	210	200	180	160	140	115	90	
		壁		1.7	90	85	80	70	60	50	40	
		床	外気に接する部分	2.5	130	125	115	100	85	70	55	
その他の部分			—	—	—	—	—	—	—	—		
土間床等の外周部		外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40		
	その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15			
鉄骨造	外張断熱工法または内張断熱工法	屋根または天井		4.0	210	200	180	160	140	115	90	
		壁		1.7	90	85	80	70	60	50	40	
		床	外気に接する部分	2.5	130	125	115	100	85	70	55	
			その他の部分	—	—	—	—	—	—	—	—	
		土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40	
	その他の部分		0.5	30	25	25	20	20	15	15		
	外張断熱工法および内張断熱工法以外	壁(一般部)	外装材の熱抵抗	断熱層を貫通する金属部分	—	—	—	—	—	—	—	—
			0.56以上	なし	1.1	60	55	50	45	40	35	25
				有り	2.2	120	115	100	90	80	65	50
			0.15以上 0.56未満	なし	1.5	80	75	70	60	50	45	35
有り				2.2	120	115	100	90	80	65	50	
0.15未満	なし	1.7	90	90	80	70	60	50	40			
	有り	2.2	120	115	100	90	80	65	50			

等級3の断熱材仕様(IV地域)

住宅の種類	断熱材の施工法	部位	断熱材の熱抵抗の値	断熱材の種類と厚さ(単位:ミリメートル)							
				A-1	A-2	B	C	D	E	F	
鉄筋コンクリート造等	気密住宅	屋根または天井		1.1	60	55	50	45	40	35	25
		壁		0.7	40	35	35	30	25	20	20
		床	外気に接する部分	1.0	55	50	45	40	35	30	25
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15
		土間床等の外周部	外気に接する部分	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の部分		—	—	—	—	—	—	—	—	
	気密住宅以外	屋根または天井		1.5	80	75	70	60	55	45	35
		壁		0.9	50	45	45	40	35	30	20
		床	外気に接する部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
			その他の部分	0.6	35	30	30	25	25	20	15
土間床等の外周部		外気に接する部分	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の部分	—	—	—	—	—	—	—	—		
木造	気密住宅	屋根または天井		1.2	65	60	55	50	45	35	30
		壁		0.8	45	40	40	35	30	25	20
		床	外気に接する部分	1.0	55	50	45	40	35	30	25
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15
		土間床等の外周部	外気に接する部分	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の部分		—	—	—	—	—	—	—	—	
	気密住宅以外	屋根または天井		1.8	95	90	85	75	65	55	40
		壁		1.2	65	60	55	50	45	35	30
		床	外気に接する部分	1.6	85	80	75	65	55	45	40
			その他の部分	0.9	50	45	45	40	35	30	20
土間床等の外周部		外気に接する部分	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の部分	—	—	—	—	—	—	—	—		
枠組壁工法	気密住宅	屋根または天井		1.2	65	60	55	50	45	35	30
		壁		0.8	45	40	40	35	30	25	20
		床	外気に接する部分	1.0	55	50	45	40	35	30	25
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15
		土間床等の外周部	外気に接する部分	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の部分		—	—	—	—	—	—	—	—	
	気密住宅以外	屋根または天井		1.5	80	75	70	60	55	45	35
		壁		0.8	45	40	40	35	30	25	20
		床	外気に接する部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
			その他の部分	0.6	35	30	30	25	25	20	15
土間床等の外周部		外気に接する部分	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の部分	—	—	—	—	—	—	—	—		
鉄骨造	気密住宅	屋根または天井		1.5	80	75	70	60	55	45	35
		壁		1.0	55	50	45	40	35	30	25
		床	外気に接する部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
			その他の部分	0.6	35	30	30	25	25	20	15
		土間床等の外周部	外気に接する部分	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の部分		—	—	—	—	—	—	—	—	
	気密住宅以外	屋根または天井		2.2	115	110	100	90	75	65	50
		壁		1.5	80	75	70	60	55	45	35
		床	外気に接する部分	1.9	100	95	90	80	65	55	45
			その他の部分	1.1	60	55	50	45	40	35	25
土間床等の外周部		外気に接する部分	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の部分	—	—	—	—	—	—	—	—		

等級3の断熱材仕様(V地域)

住宅の種類	断熱材の施工法	部位	断熱材の熱抵抗の値	断熱材の種類と厚さ(単位:ミリメートル)							
				A-1	A-2	B	C	D	E	F	
鉄筋コンクリート造等	気密住宅	屋根または天井		1.1	60	55	50	45	40	35	25
		壁		0.5	30	25	25	20	20	15	15
		床	外気に接する部分	0.6	35	30	30	25	25	20	15
			その他の部分	0.3	20	15	15	15	15	10	10
		土間床等の外周部	外気に接する部分	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の部分		—	—	—	—	—	—	—	—	
	気密住宅以外	屋根または天井		1.5	80	75	70	60	55	45	35
		壁		0.6	35	30	30	25	25	20	15
		床	外気に接する部分	0.7	40	35	35	30	25	20	20
			その他の部分	0.3	20	15	15	15	15	10	10
土間床等の外周部		外気に接する部分	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の部分	—	—	—	—	—	—	—	—		
木造	気密住宅	屋根または天井		1.2	65	60	55	50	45	35	30
		壁		0.5	30	25	25	20	20	15	15
		床	外気に接する部分	0.7	40	35	35	30	25	20	20
			その他の部分	0.3	20	15	15	15	15	10	10
		土間床等の外周部	外気に接する部分	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の部分		—	—	—	—	—	—	—	—	
	気密住宅以外	屋根または天井		1.8	95	90	85	75	65	55	40
		壁		0.7	40	35	35	30	25	20	20
		床	外気に接する部分	1.1	60	55	50	45	40	35	25
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15
土間床等の外周部		外気に接する部分	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の部分	—	—	—	—	—	—	—	—		
枠組壁工法	気密住宅	屋根または天井		1.2	65	60	55	50	45	35	30
		壁		0.5	30	25	25	20	20	15	15
		床	外気に接する部分	0.7	40	35	35	30	25	20	20
			その他の部分	0.3	20	15	15	15	15	10	10
		土間床等の外周部	外気に接する部分	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の部分		—	—	—	—	—	—	—	—	
	気密住宅以外	屋根または天井		1.5	80	75	70	60	55	45	35
		壁		0.5	30	25	25	20	20	15	15
		床	外気に接する部分	0.8	45	40	40	35	30	25	20
			その他の部分	0.4	25	20	20	20	15	15	10
土間床等の外周部		外気に接する部分	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の部分	—	—	—	—	—	—	—	—		
鉄骨造	気密住宅	屋根または天井		1.5	80	75	70	60	55	45	35
		壁		0.6	35	30	30	25	25	20	15
		床	外気に接する部分	0.9	50	45	45	40	35	30	20
			その他の部分	0.4	25	20	20	20	15	15	10
		土間床等の外周部	外気に接する部分	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の部分		—	—	—	—	—	—	—	—	
	気密住宅以外	屋根または天井		2.2	115	110	100	90	75	65	50
		壁		0.8	45	40	40	35	30	25	20
		床	外気に接する部分	1.3	70	65	60	55	45	40	30
			その他の部分	0.6	35	30	30	25	25	20	15
土間床等の外周部		外気に接する部分	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の部分	—	—	—	—	—	—	—	—		

等級4の開口部基準

基準項目		基準概要
断熱性能	窓、引戸	ガラス単板入りの建具の二重構造
	窓、引戸、框ドア	次のいずれか ア ガラス単板2枚(中間空気層12mm以上)入り建具 イ 複層ガラス(空気層6mm以上)入り建具 ウ ガラス入り建具で、ガラス中央部の熱還流率が4.00以下のもの
	ドア	次のいずれか ア フラッシュ構造※1 イ 木製 ウ 金属製熱遮断構造※2 ※なお、ガラス部分を有するものは、ガラス単板2枚(中間空気層12mm以上)、複層ガラス(空気層6mm以上)のもの又はガラス中央部の熱還流率が4.00以下のものとする。

※1:金属製表裏面材の中間の密閉空気層を紙製若しくは水酸化アルミニウム製の仕切り材で細分化した構造又は当該密閉空気層に断熱材を充填した構造

※2:金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした扉

等級3の開口部基準

基準項目		基準概要
断熱性能	窓、引戸又はドア	ガラス単板入りの建具であるもの

四、太陽熱を集めて給湯に利用する太陽熱温水器及び不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯や空調に利用するソーラーシステムであり、財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL 部品）に認定を受けたもの

■優良住宅部品（BL 部品） BL-bs太陽熱利用システム認定状況

2013.3.27現在

会社名	集熱方式			
	強制循環型		空気集熱型	自然循環型
	間接集熱式	直接集熱式		
OMソーラー株式会社	—	—	○	—
株式会社ガスター	○	—	—	—
環境創機株式会社	—	—	○	—
株式会社サンジュニア	○	○	—	—
太陽熱温水器株式会社	—	—	—	○
長州産業株式会社	○	—	—	○
長府工産株式会社	○	—	—	○
株式会社長府製作所	○	—	—	○
チリウヒーター株式会社	○	—	—	○
株式会社寺田鉄工所	—	—	—	○
天龍コンポジット株式会社	○	—	—	○
東京ガス株式会社	○	—	—	—
株式会社ノーリツ	○	—	—	○
パーパス株式会社	○	—	—	—
株式会社パロマ	○	—	—	—
株式会社広島ガス	○	—	—	—
矢崎エナジーシステム株式会社	○	—	—	○

BL-bs 太陽熱利用システム認定商品の検索は、下記 URL より行えます。

URL <http://www.cbl.or.jp/bldb/>

五、一般社団法人燃料電池普及促進協会における、民生用燃料電池導入支援補助金又は民生用燃料電池導入緊急対策費補助金における補助対象システムとして指定されたもの

随時補助対象システムは更新されますので、下記 URL にて確認してください。

参考 URL : <http://www.fca-enefarm.org/kinkyutaisaku/outline/page03.html>

補助金の対象となるシステムは、FCAが指定した機器システムであり、中古品は対象となりません。
民生用燃料電池導入緊急対策費補助金における補助対象システムは以下の通りです。

(平成24年12月14日現在)

製造事業者または ブランド事業者	燃料	燃料電池ユニット 品名番号	貯湯ユニット 品名番号	指定年月
アイシン精機(株)	都市ガス	FCCS07A1NW	FCCT090A1NA	平成24年12月
大阪ガス(株)	L P ガス	(P)191-TB01	136-CF01	平成22年5月
	L P ガス	(P)191-TB02	136-CF02	平成24年2月
	L P ガス	(P)191-TB03	136-CF02	平成24年6月
	都市ガス	191-TB01	136-CF01	平成21年5月
	都市ガス	191-ES01	136-CF01	平成22年2月
	都市ガス	191-PA01	136-PA01	平成23年2月
	都市ガス	191-TB02	136-CF02	平成24年2月
	都市ガス	192-AS01	136-CF03	平成24年3月
	都市ガス	191-TB03	136-CF02	平成24年6月
コスモ石油ガス(株)	L P ガス	FCP-075CPG2(EC)	FCG-201-RT	平成21年7月
	L P ガス	FCP-075CPG2(EC)	FCG-201-DRT	平成21年7月
	L P ガス	FCP-075CPG2(EC)	FCG-201-DT	平成21年7月
	L P ガス	FCP-070CPA2(EC)	FCG-201-DRT2	平成23年6月
	L P ガス	FCP-070CPA2(EC)	FCG-201-DT2	平成23年6月
	L P ガス	FCP-070CPA2(EC)	FCG-201-RT	平成23年6月
	L P ガス	FCP-070CPA2(EC)	FCG-201-DRT	平成23年6月
	L P ガス	FCP-070CPA2(EC)	FCG-201-DT	平成23年6月
	L P ガス	FCP-075CPG2(EC)	FCG-201-DRT2	平成23年6月
	L P ガス	FCP-075CPG2(EC)	FCG-201-DT2	平成23年6月
JX日鉱日石エネルギー(株) (旧新日本石油(株))	L P ガス	FCP-075CPG2	FCG-201-RT	平成21年6月
	L P ガス	FCP-075CPG2	FCG-201-DRT	平成21年6月
	L P ガス	FCP-075CPG2	FCG-201-DT	平成21年6月
	L P ガス	FCP-070CPA2	FCG-201-DRT2	平成23年3月
	L P ガス	FCP-070CPA2	FCG-201-DT2	平成23年3月
	L P ガス	FCP-070CPA2	FCG-201-RT	平成23年6月
	L P ガス	FCP-070CPA2	FCG-201-DRT	平成23年6月
	L P ガス	FCP-070CPA2	FCG-201-DT	平成23年6月
	L P ガス	FCP-075CPG2	FCG-201-DRT2	平成23年6月
	L P ガス	FCP-075CPG2	FCG-201-DT2	平成23年6月
	L P ガス	FCP-070CPC2	SFCG-91 EN	平成23年8月
	L P ガス	FCP-070CPD2	SFCG-91 EN	平成24年5月
	L P ガス	FCP-070CPD2	SFCG-93	平成24年5月
	都市ガス	FCP-070CNA2(EC)	FCG-201-DR	平成21年10月
	都市ガス	FCP-070CNB2	SFCG-91 EN	平成23年8月
	都市ガス	FCP-070CNC2	SFCG-91 EN	平成24年5月
都市ガス	FCP-070CNC2	SFCG-93	平成24年5月	
東京ガス(株)	都市ガス	NA-0109ARS-K	NAT-C09ARSAW6CU	平成21年5月
	都市ガス	NA-0111ARS-K	NAT-C11ARSAW6CU	平成23年2月
	都市ガス	NA-0111ARS-KT	NAT-C11ARSAW6CU	平成23年2月
	都市ガス	NQ-0111ARS-KG	NQT-C11ARS-AWQ	平成23年8月
	都市ガス	NQ-0712ARS-KG	NQT-C12ARS-AWC	平成24年6月

製造事業者または ブランド事業者	燃料	燃料電池ユニット 品名番号	貯湯ユニット 品名番号	指定年月
東芝燃料電池システム(株)	L P ガス	TM1-Z-L	FCG-201-D	平成21年5月
	L P ガス	TM1-Z-LR	FCG-201-D	平成22年6月
	L P ガス	TM1-AD-L	FCG-202-DR	平成24年2月
	L P ガス	TM1-AD-LP	FCG-202-DR	平成24年3月
	L P ガス	TM1-AD-LRQ	FCG-202-D	平成24年8月
	都市ガス	TM1-Z-N	FCG-201-DR	平成21年5月
	都市ガス	TM1-Z-N12	FCG-201-DR	平成22年6月
	都市ガス	TM1-Z-NR	FCG-201-D	平成23年6月
	都市ガス	TM1-AD-N	FCG-202-DR	平成24年2月
	都市ガス	TM1-AD-M	FCG-202-DR	平成24年2月
	都市ガス	TM1-AD-D	FCG-202-DR	平成24年2月
	都市ガス	TM1-AD-NP	FCG-202-DR	平成24年3月
	都市ガス	TM1-AD-MP	FCG-202-DR	平成24年3月
	都市ガス	TM1-AD-DP	FCG-202-DR	平成24年3月
	都市ガス	TM1-AD-DRQ	FCG-202-D	平成24年8月
東邦ガス(株)	都市ガス	NA-0109ARS-K	NAT-C09ARSAW6CU	平成21年5月
	都市ガス	NQ-0109ARS-K	NQT-C09ARSAWQ	平成21年11月
	都市ガス	NA-0111ARS-K	NAT-C11ARSAW6CU	平成23年2月
	都市ガス	NQ-0712ARS-K	NQT-C12ARS-AWC	平成24年2月
	都市ガス	NT-0712ARS-K	NCT-C12ARS-AWC	平成24年3月
	都市ガス	NJ-0712ARS-K	NJT-C12ARS-AWC	平成24年10月
	都市ガス	NQ-0712ARS-KB	NQT-C12ARS-AWC	平成24年10月
パナソニック(株)アプライア ンス社(旧:パナソニック(株) ホームアプライアンス社)	都市ガス	FC-109R13S	FC-W20D9R13S	平成21年5月
	都市ガス	FC-109R13C	FC-W20D9R13S	平成21年5月
	都市ガス	FC-109R13K	FC-W20D9R13S	平成21年6月
	都市ガス	FC-75AR13S	FC-W20DAR13S	平成23年2月
	都市ガス	FC-75AR13K	FC-W20DAR13S	平成23年2月
	都市ガス	FC-75AR13H	FC-W20DAR13H	平成23年6月